

(様式1)

新教総第141号

平成28年10月17日

文部科学大臣 殿

設置者名

新見市長 石垣正夫

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

新見市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成28年度～平成29年度（2年間）

(担当)

新見市教育委員会教育総務課

住所：岡山県新見市新見310-3

電話：0867-72-6145

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

--

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

--

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

--

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

小中学校の児童・生徒の良好な教育環境を維持するため、小中学校の普通教室等に空調設備の整備を行う。空調設備整備の対象は、小学校7校、中学校2校の計9校である。
--

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		17 校
中学校		5 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		1 園
幼保連携型認定こども園		6 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	5 箇所
	共同調理場	5 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	18 箇所
	学校武道場	2 箇所
	社会体育施設	21 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無し	
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無し	

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>本計画の初年度に、目標の達成状況の評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は市のホームページ等で公表する。</p>
--

